

信楽高原鐵道 上下分離で 新たな出発



信楽高原鐵道が4月1日から上下分離方式による新たなスタートを切りました。1日午前10時30分から信楽駅構内で記念式典（写真右下）後テープカット（写真左）。信楽地域の区役員。陶器業界・観光協会など乗客を乗せて、貴生川にむけて再生1号が発車しました。

上下分離方式とは、列車や鉄道敷など土台部分を甲賀市（第三種鉄道事業者）がもち、第三セクター鉄道「株式会社信楽高原鐵道」は、甲賀市から施設等を借りて列車を運行する第二種鉄道事業者となり、上下分離の経営体制に移行。これらに県や国が財政支援していく、というシステムです。JR貴生川駅と信楽駅間・14.7kmの運賃は、これまで通り片道450円。今後、トロッコ列車などを導入し、観光と一体となって、輸送力増強にも力を入れる計画です。

地域の公共交通をどう守っていくのか。大きな課題です。国鉄が「赤字」を理由に廃止しようとした信楽線を第三セクター鉄道として引き継ぎ、早25年が経過しました。大惨事となった世界陶芸祭での列車衝突事故の補償と、もともと「赤字」の路線を維持することは非常に困難なことです。甲賀市はこれまで信楽高原鐵道の経営安定のため基金を設け財政支援をしてきましたが、今後は市が保有する施設の維持管理・車両などの更新などにかかる経費は、10年間で約17億円と見込まれています。

常任委員会レポート 総務常任委員会



3月定例議会では、4議案が総務常任委員会に付託され審議されました。その概要を報告します（山岡光広）。

◆市長の調査法人 対象を拡大 条例で規定

これまで市の出資額が2分の1以上の法人・第三セクターについて、調査対象と議会への報告義務がありました。地方自治法改正により、4分の1以上もその対象範囲となったため、これを条例で規定するもの。甲賀市の場合対象となるのは、「あいコムこうか」と「あいの土山道の駅」です。

◆甲賀市自治基本条例策定のために委員会設置条例

懸案になっていた「甲賀市自治基本条例」を策定するため

に、起案する「委員会」が発足。委員は約20名で、学識経験者や各種団体の代表のほか、市民一般の「公募」枠もあります。ぜひ、応募して下さい。委員会では、大事な条例制定なので、広く市民の声を聞くシステム、条文づくりのための委員会ではなく、「住民自治とは何か」「いま市政の課題は」「市と市民の役割、協働とは何か」などについて、自由に議論できる場を保障することが大切であることを強調。委員選任にあたっては、慎重な選任を求めました。

日本共産党 甲賀市議団ニュース 2013年 4月7日 NO. 125	 安井 直明 土山町前野 541 TEL 67-0147 Fax 67-1660	 小松 正人 水口町名坂 128 TEL 62-9652 Fax 76-0150	 山岡 光広 甲南町森尻 16 TEL 86-2985 Fax 86-0415	 小西 喜代次 信楽町勅旨 456 TEL 83-0765 Fax 83-0765
--	--	--	---	---